

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号) 第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 16 日

高知市上下水道事業管理者 山 本 三 四 年

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 水管橋等点検委託業務
- (2) 委託場所 高知市 朝倉甲外
- (3) 業務概要 調査業務
 ・ 水管橋等点検工 N=117 箇所
- (4) 履行日数 100 日間
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 有 (事後公表)
 ※別紙『水管橋等点検委託業務』の最低制限価格の設定について』
 を参照のこと

2 本業務は、予定価格にかかる積算疑義申立手続対象の業務である。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業 種	高知市上下水道局の令和6・7年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加審査申請において「土木関係建設コンサルタント」の申請がある者。
配置技術者	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下、「実施要領」という。）の規定の外、次の<u>いずれかの</u>要件を満たす者を管理技術者として配置することができる者 ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（総合技術監理部門又は、上下水道部門で、<u>いずれも選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る</u>）。 ・一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者（<u>専門技術部門を上水道及び工業用水道とする者</u>）。 ・建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの規定に該当する者として国土交通大臣が認定した者（<u>登録部門を上水道及び工業用水道とする者に限る</u>）。

2 参加申請・入札日程等

参 加 申 請	実施要領の第7項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は <u>入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。</u>	
設計図書の閲覧	期 間	令和7年6月16日8時30分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和7年6月16日から令和7年7月9日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和7年6月16日8時30分から同年6月23日17時15分まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出方法	FAX又は持参によること（郵送は認めない）
	回答時期	令和7年6月26日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局3階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。

入 札 方 法 等	高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（システム入力による）
	提出書類 受付期間	令和7年6月27日 8時00分から 令和7年7月1日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開 札	開札予定 日 時	令和7年7月2日 9時00分
	開札場所	高知市上下水道局3階企画財務課
予定価格に係る 積算疑義の申立	高知市上下水道局建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（令和6年4月1日改正。以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。	
	金入り設計書開示	時間 令和7年7月2日13時00分から申立期間終了まで 場所 高知市上下水道局1階 管路管理課
	申立期間	令和7年7月2日13時00分から令和7年7月3日16時00分まで
	申立方法	要綱第8条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。 提出先：高知市上下水道局1階 管路管理課 電子メールアドレス：kc-240400@city.kochi.lg.jp 申立ての有無については、高知市上下水道局企画財務課ホームページの「建設工事等の入札予定・結果・契約情報」に掲載する。
	確認結果の公表等	申立てがあった場合は、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和7年7月7日
	そ の 他	要綱第12条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、実施要領10項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
確認書類の提出 （落札候補者のみ）	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く）
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 <u>疑義申立期間終了後、速やかに提出できるようあらかじめ作成しておくこと。</u>
	提出方法	持参，FAX又はメールに限る。（郵送は認めない。）
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
入札保証金	高知市契約規則第8条第2号該当により免除	
契約条項を示す場所	高知市上下水道局3階企画財務課	

3 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和 6 年 8 月 26 日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和 6 年 4 月 1 日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、実施要領第 4 項第 6 号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。
- (3) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市上下水道局電子入札運用基準第 13 条第 3 項の規定に基づき、本業務の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格とする。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 実施要領第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定により高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) その他の条件については、実施要領に示すとおり。

4 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局 3 階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523